二　国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（当該資格を喪失した日に第５号加入者（加入者であって、第30条第５項に掲げるものをいう。以下同じ。）である場合及び前号に掲げる場合を除く。）。

三　第５号加入者が70歳に達したとき。

四～七　（略）

八　第５号加入者（確定給付企業年金法第82条の３第１項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとする者、同法第82条の４第１項の規定による残余財産の移換の申出をしようとする者又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者に限る。）が加入者の資格を取得した後、加入者の資格を取得した日から起算して３月以内に、これらの申出をしなかったとき。

九　（略）

十　国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けたとき。

２　加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者及び前項第８号に該当することにより加入者の資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、加入者でなかったものとみなす。

（運用指図者）

第38条　第36条第１項各号（第１号及び第４号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、運用指図者とする。

２　（略）

３　企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、前項の規定により運用指図者となることを申し出るときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

（削除）

四・五　（略）

第45条　この規約によって、申出書又は届出書に事業主の証明書を添えなければならない場合であっても、申出書又は届出書に事業主による証明を受けたときは、証明書の添付を要しないものとする。ただし、第30条第９項に規定する申出者が使用される厚生年金適用事業所が登録事業所でないとき又は第54条第３項、第54条の２第３項、第59条第２項若しくは第80条第２項に規定する当該事業所が登録事業所となっていないときにあっては、この限りでない。

（指定運営管理機関の指定）

第46条　加入者等が自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関（以下「指定運営管理機関」という。）を指定するときは、第30条第７項又は第38条第３項の申出書に、指定運営管理機関の名称及びその登録番号を記載することによってこれを行うものとする。

（第２号加入者等の届出）

第50条　第２号加入者及び第５号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、第30条第７項第４号ホ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

二　国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（新設）

三～六　（略）

（新設）

七　（略）

八　令第34条の３に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者となったとき。

２　加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、加入者でなかったものとみなす。

（運用指図者）

第38条　第36条第１項各号（第１号及び第３号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、運用指図者とする。

２　（略）

３　企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、前項の規定により運用指図者となることを申し出るときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

四　加入者等であったことがある者であって、最後に加入者等の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名

五・六　（略）

第45条　この規約によって、申出書又は届出書に事業主の証明書を添えなければならない場合であっても、申出書又は届出書に事業主による証明を受けたときは、証明書の添付を要しないものとする。

（指定運営管理機関の指定）

第46条　加入者等が自己に係る運営管理業務を行う運営管理機関（以下「指定運営管理機関」という。）を指定するときは、第30条第６項又は第38条第３項の申出書に、指定運営管理機関の名称及びその登録番号を記載することによってこれを行うものとする。

（第２号加入者の届出）

第50条　第２号加入者は、第30条第６項第５号ホ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）